

発議案第11号

相去町中成沢地内に産業廃棄物発電施設を設置することに反対する
意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、岩手県知事に対し、相去町中成沢地内に産業廃棄物発電施設を設置することに反対する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和4年2月17日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 平野明紀

提案理由

相去町中成沢地内に産業廃棄物発電施設を設置することに反対であることから、岩手県知事に対し意見書を提出しようとするものである。

相去町中成沢地内に産業廃棄物発電施設を設置することに反対する 意見書

現在、北上市相去町中成沢45番1において、合同会社北上電燃開発による「低温熱分解処理システムを利用した発電施設」の設置計画が持ち上がっています。同社の設置目的は再生可能エネルギーの発電業などとされており、この発電事業の燃料には医療廃棄物を含む廃プラスチックや一般廃棄物等、1日約200トンが見込まれています。

この計画地は、北上市南部に位置する北上総合運動公園から西へ1.5kmに位置し、周辺は水稻を中心にブルーベリー、アスパラガス、ねぎ等の栽培をなりわいとする住民が住んでいる農村地帯です。計画地周辺は農地が広がり、一部狭あいな道路もあります。また、大規模住宅地や幼稚園、小・中・高等学校や総合運動公園、福祉施設等の都市機能が集積している地域でもあり、直近西側には東北自動車道があります。

令和3年7月に当該計画の情報を入手した地元の相去地区自治協議会は、近隣農家や学校PTA、町内団体のほか、隣接する鬼柳地区自治協議会とも連携し「相去町中成沢廃棄物焼却発電施設建設反対委員会」を結成しました。周辺住民の懸念事項としては主に、燃料となる廃棄物焼却・処理による大気や土壌を含む環境への影響、燃料等を運搬する大型車による道路環境の悪化、通学路の安全性や健康への影響といった教育・福祉施設等の周辺環境悪化などが挙げられており、反対署名活動などの住民運動が活発に行われています。

また、当該計画地は、北上市都市計画マスタープラン地域別構想において「田園保全地区」に指定されており、「自然と共生する土地利用を基本とし、多面的な機能を有する山林や農業の経営基盤である農地の保全を図る地区」「市街地の無秩序な拡大の抑制、住みよい集落環境の維持・形成、自然やなりわいを活かしたふれあいの場としての有効活用を図る地区」と位置づけられています。

事業者は他の事業も視野に入れているとのことですが、仮に発電事業を行う場合は住民への説明対応は行うが事業申請手続は粛々と進めていくとのことです。

住民が安心して暮らし、子育てできる環境を守り、豊かな自然環境を残していくことは現代の私たちに課せられた責務であり、施設設置による影響を強く受ける地域住民の不安が解消されず合意形成もされない状況下での施設設置に強く反対するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年2月17日

岩手県北上市議会

(提出先)

岩手県知事 達 増 拓 也 様